

平成28年3月31日

都 市 局

「民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令」 が公布されました。

最近における地域経済の状況に鑑み、民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の規模の要件等に関する特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長する「民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令」が公布されました。

I. 背景

民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和62年法律第62号)第4条第1項第1号の規定に基づき民間都市開発推進機構が行う業務の対象となる民間都市開発事業(以下「支援対象事業」という。)については、民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令(昭和62年政令第275号)(以下「施行令」という。)第2条、第3条等において、規模、地域等の要件が定められています。

我が国では、世界景気の減速や10年以上にわたるデフレ等により厳しい経済情勢にあり、特に地方都市においては都市機能の維持すら困難となっています。また、大規模災害に備えた防災対策が、全国的な喫緊の課題となっています。

これらに対応するため、地方都市における比較的小規模であっても優良な民間都市開発事業の立ち上げを緊急かつ強力に推進し、かつ、都市の防災性能等の一層の向上を図るべく、支援対象事業の規模及び地域の要件について、平成28年3月31日までの時限的な特例措置を講じているところです。

今般、地方都市においては依然として厳しい経済情勢にあり、防災対策についても引き続き全国的に緊急かつ強力に推進する必要があることから、上記の特例措置の適用期限を延長する必要があります。

II. 政令案の概要

上記の特例措置の根拠となる施行令附則第1条の3及び第1条の4の適用期限を3年間延長し、平成31年3月31日までとします。

III. 今後のスケジュール

施 行：平成28年4月 1日

【問い合わせ先】

都市局まちづくり推進課 近藤、和田

電話：03-5253-8111（内線：32-542、32-533） 直通：03-5253-8127